

田辺市下水道事業経営戦略

(令和6年度～令和15年度)

令和7年3月

田 辺 市

目 次

1. 事業概要	1
(1) 事業の現況	1
(2) 民間活力の活用等	3
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	3
2. 将来の事業環境	4
(1) 処理区域内人口の予測	4
(2) 有収水量の予測	4
(3) 使用料収入の見通し	5
(4) 施設の見通し	5
(5) 組織の見通し	5
3. 経営の基本方針	6
4. 投資・財政計画（収支計画）	6
(1) 投資・財政計画（収支計画）	6
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	6
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や 今後検討予定の取組の概要	7
5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	7
・ 経営比較分析表	8
・ 投資・財政計画（収支計画）	14

田辺市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 田 辺 市

事 業 名 : 下 水 道 事 業

策 定 日 : 令 和 7 年 3 月

計 画 期 間 : 令 和 6 年 度 ~ 令 和 15 年 度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	特定環境保全公共下水道事業(特環) : 平成8年度(28年) 農業集落排水事業(農集) : 平成4年度(32年) 小規模集排水処理事業(小規模) : 平成12年度(24年) 林業集落排水事業(林集) : 平成13年度(23年) 漁業集落排水事業(漁集) : 平成19年度(17年) 特定地域生活排水処理事業(戸別) : 平成19年度(17年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適(一部適用) 特環 : 令和2年4月1日 特環以外 : 令和6年4月1日
処理区域内人口密度	特環 : 6.5人/ha 農集 : 24.0人/ha 小規模 : 9.3人/ha 林集 : 21.0人/ha 漁集 : 17.7人/ha 戸別 : 0.1人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	18処理区 特環 : 2、農集 : 10、小規模 : 2、林集 : 2、漁集 : 1、戸別 : 1		
処 理 場 数	17処理場+71基 特環 : 2、農集 : 10、小規模 : 2、林集 : 2、漁集 : 1 戸別 : 71基(市町村設置型浄化槽事業のため各戸に浄化槽を設置)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	該当無し		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	<p>特環 : 龍神温泉浄化センター(世帯人員による定額制) 月額使用料 = 基本料金 + 加算額(世帯1人当たりの料金 × 世帯人数) ※ただし5,220円が上限額 基本料金 : 3,140円 加算額 : 1人当たり520円(市民税非課税世帯は260円) 川湯クリーンセンター(排除汚水量(水道使用量)による従量制) 月額使用料 = 基本料金 + 超過使用料 × 10m³を超えた排除汚水量 基本料金 : 2,200円(10m³まで) 超過使用料 : 165円(10m³を超える排除汚水量1m³につき) ※合併前の旧龍神村及び旧本宮町が定めた使用料体系を基に、各処理区の使用料体系を定めています。</p> <p>農集、小規模、漁集 : 世帯人員に応じた2段階の定額制 月額使用料 : 3,850円(居住者4人以下) 4,400円(居住者5人以上) ※合併前の旧田辺市が定めた農集、小規模の使用料体系を基に、漁集も含めて同一の使用料体系としています。</p> <p>林集 : 世帯人員に応じた定額制 月額使用料 = 基本料金 + 人数割料金 × 世帯人員 ※ただし5,220円が上限額 基本料金 : 3,140円 人数割料金 : 1人当たり 520円(市民税非課税世帯は260円) ※合併前の旧龍神村が定めた使用料体系を基にして体系を定めています。</p>
----------------------------	---

<p>一般家庭用使用料体系の概要・考え方</p>	<p>戸別： 浄化槽の規模に応じた定額制 月額使用料：3,850円（5人槽）、4,400円（6人槽及び7人槽）、5,500円（8人槽から10人槽まで） 9,460円（11人槽から15人槽まで）、11,000円（16人槽から20人槽まで） 14,300円（21人槽から30人槽まで）、18,700円（31人槽から40人槽まで） 23,100円（41人槽から50人槽まで）、38,500円（51人槽から60人槽まで） 39,600円（61人槽から70人槽まで）、45,100円（71人槽から80人槽まで） 50,600円（81人槽から90人槽まで）、59,400円（91人槽から100人槽まで） ※同程度の規模の浄化槽維持管理費用及び集落排水処理施設使用料を参考に使用料体系を定めています。</p>																																																																																																																							
<p>業務用使用料体系の概要・考え方</p>	<p>特環： 龍神温泉浄化センター月額使用料（用途ごとに定める基準による定額制 ※ただし公衆浴場は従量制） 宿泊業 基本料金：5,230円（収容定数10人未満）、10人増すごとに1,040円を加算 加算額：収容定数に稼働率を乗じたものに1,570円を乗じて得た額及び宿泊以外の利用者1人につき50円 飲食業 基本料金：3,140円（床面積100㎡未満）、6,280円（同100㎡以上） 加算額：床面積1㎡につき50円 公衆浴場 基本料金：無 加算額：水道使用量1㎡につき200円 集会所 基本料金：5,230円 公衆便所 基本料金：5,230円 事務所等 基本料金：5,230円（床面積100㎡未満）、10,470円（同100㎡以上） 加算額：1人につき260円 川湯クリーンセンター月額使用料（用途及び規模ごとに定める基準による従量制） 営業用（甲）※旅館、民宿その他これらに準ずる施設 基本料金：116,160円（基本排除汚水量600㎡まで）、96,800円（同500㎡まで）、77,440円（同400㎡まで）、 58,080円（同300㎡まで）、38,720円（同200㎡まで）、19,360円（同100㎡まで）、 9,680円（同50㎡まで）、7,040円（同40㎡まで）、5,808円（同30㎡まで） 営業用（乙）※飲食店、喫茶店その他これらに準ずる施設 基本料金：1,584円（同10㎡まで） 公衆浴場 基本料金：4,268円（同100㎡まで） 上記用途ごとの基本料金を超過使用料165円（基本排除汚水量を超える排除汚水量1㎡につき）を加算 ※合併前の旧龍神村及び旧日本町が定めた使用料体系を基に、各処理区の使用料体系を定めています。</p> <p>農集、小規模、漁集： 事業所等の延べ床面積に応じた2段階の定額制 月額使用料：11,000円（延べ床面積150㎡未満） 22,000円（延べ床面積150㎡以上） ※合併前の旧田辺市が定めた農集、小規模の使用料体系を基に、漁集も含めて同一の使用料体系としています。</p> <p>林集： 事業所等の延べ床面積及び使用人員に応じた定額制 月額使用料 = 基本料金 + 人数割料金 × 使用人員 基本料金：5,230円（延べ床面積100㎡未満） 10,470円（延べ床面積100㎡以上） 人数割料金：1人当たり260円 ※合併前の旧龍神村が定めた使用料体系を基にして体系を定めています。</p> <p>戸別： 一般家庭用使用料体系と同様</p>																																																																																																																							
<p>その他の使用料体系の概要・考え方</p>	<p>農集、小規模、漁集： 学校等（利用者数に応じた2段階の定額制） 月額使用料：22,000円（利用者99人以下） 44,000円（利用者100人以上） 集会所等（延べ床面積に応じた2段階の定額制） 月額使用料：3,850円（延べ床面積300㎡未満） 4,400円（延べ床面積300㎡以上） ※合併前の旧田辺市が定めた農集、小規模の使用料体系を基に、漁集も含めて同一の使用料体系としています。</p> <p>林集： 集会所等（定額制） 月額使用料：5,230円 ※合併前の旧龍神村が定めた使用料体系を基にして体系を定めています。</p> <p>戸別： 一般家庭用使用料体系と同様</p>																																																																																																																							
<p>条例上の使用料*2 （20㎡あたり） ※過去3年度分を記載</p>	<table border="1"> <tr><td>特環 令和3年度 龍神</td><td>4,700</td><td>円</td></tr> <tr><td>特環 令和3年度 川湯</td><td>3,850</td><td>円</td></tr> <tr><td>特環 令和4年度 龍神</td><td>4,700</td><td>円</td></tr> <tr><td>特環 令和4年度 川湯</td><td>3,850</td><td>円</td></tr> <tr><td>特環 令和5年度 龍神</td><td>4,700</td><td>円</td></tr> <tr><td>特環 令和5年度 川湯</td><td>3,850</td><td>円</td></tr> <tr><td>農集 令和3年度</td><td>3,850</td><td>円</td></tr> <tr><td>農集 令和4年度</td><td>3,850</td><td>円</td></tr> <tr><td>農集 令和5年度</td><td>3,850</td><td>円</td></tr> <tr><td>小規模 令和3年度</td><td>3,850</td><td>円</td></tr> <tr><td>小規模 令和4年度</td><td>3,850</td><td>円</td></tr> <tr><td>小規模 令和5年度</td><td>3,850</td><td>円</td></tr> <tr><td>林集 令和3年度</td><td>4,700</td><td>円</td></tr> <tr><td>林集 令和4年度</td><td>4,700</td><td>円</td></tr> <tr><td>林集 令和5年度</td><td>4,700</td><td>円</td></tr> <tr><td>漁集 令和3年度</td><td>3,850</td><td>円</td></tr> <tr><td>漁集 令和4年度</td><td>3,850</td><td>円</td></tr> <tr><td>漁集 令和5年度</td><td>3,850</td><td>円</td></tr> <tr><td>戸別 令和3年度</td><td>3,850</td><td>円</td></tr> <tr><td>戸別 令和4年度</td><td>3,850</td><td>円</td></tr> <tr><td>戸別 令和5年度</td><td>3,850</td><td>円</td></tr> </table>	特環 令和3年度 龍神	4,700	円	特環 令和3年度 川湯	3,850	円	特環 令和4年度 龍神	4,700	円	特環 令和4年度 川湯	3,850	円	特環 令和5年度 龍神	4,700	円	特環 令和5年度 川湯	3,850	円	農集 令和3年度	3,850	円	農集 令和4年度	3,850	円	農集 令和5年度	3,850	円	小規模 令和3年度	3,850	円	小規模 令和4年度	3,850	円	小規模 令和5年度	3,850	円	林集 令和3年度	4,700	円	林集 令和4年度	4,700	円	林集 令和5年度	4,700	円	漁集 令和3年度	3,850	円	漁集 令和4年度	3,850	円	漁集 令和5年度	3,850	円	戸別 令和3年度	3,850	円	戸別 令和4年度	3,850	円	戸別 令和5年度	3,850	円	<p>実質的な使用料*3 （20㎡あたり） ※過去3年度分を記載</p>	<table border="1"> <tr><td>特環 令和3年度</td><td>3,341</td><td>円</td></tr> <tr><td>特環 令和4年度</td><td>3,045</td><td>円</td></tr> <tr><td>特環 令和5年度</td><td>3,207</td><td>円</td></tr> <tr><td>農集 令和3年度</td><td>3,167</td><td>円</td></tr> <tr><td>農集 令和4年度</td><td>3,430</td><td>円</td></tr> <tr><td>農集 令和5年度</td><td>3,668</td><td>円</td></tr> <tr><td>小規模 令和3年度</td><td>4,927</td><td>円</td></tr> <tr><td>小規模 令和4年度</td><td>5,464</td><td>円</td></tr> <tr><td>小規模 令和5年度</td><td>4,980</td><td>円</td></tr> <tr><td>林集 令和3年度</td><td>4,843</td><td>円</td></tr> <tr><td>林集 令和4年度</td><td>4,825</td><td>円</td></tr> <tr><td>林集 令和5年度</td><td>4,643</td><td>円</td></tr> <tr><td>漁集 令和3年度</td><td>3,777</td><td>円</td></tr> <tr><td>漁集 令和4年度</td><td>4,117</td><td>円</td></tr> <tr><td>漁集 令和5年度</td><td>3,893</td><td>円</td></tr> <tr><td>戸別 令和3年度</td><td>4,528</td><td>円</td></tr> <tr><td>戸別 令和4年度</td><td>4,570</td><td>円</td></tr> <tr><td>戸別 令和5年度</td><td>4,204</td><td>円</td></tr> </table>	特環 令和3年度	3,341	円	特環 令和4年度	3,045	円	特環 令和5年度	3,207	円	農集 令和3年度	3,167	円	農集 令和4年度	3,430	円	農集 令和5年度	3,668	円	小規模 令和3年度	4,927	円	小規模 令和4年度	5,464	円	小規模 令和5年度	4,980	円	林集 令和3年度	4,843	円	林集 令和4年度	4,825	円	林集 令和5年度	4,643	円	漁集 令和3年度	3,777	円	漁集 令和4年度	4,117	円	漁集 令和5年度	3,893	円	戸別 令和3年度	4,528	円	戸別 令和4年度	4,570	円	戸別 令和5年度	4,204	円
特環 令和3年度 龍神	4,700	円																																																																																																																						
特環 令和3年度 川湯	3,850	円																																																																																																																						
特環 令和4年度 龍神	4,700	円																																																																																																																						
特環 令和4年度 川湯	3,850	円																																																																																																																						
特環 令和5年度 龍神	4,700	円																																																																																																																						
特環 令和5年度 川湯	3,850	円																																																																																																																						
農集 令和3年度	3,850	円																																																																																																																						
農集 令和4年度	3,850	円																																																																																																																						
農集 令和5年度	3,850	円																																																																																																																						
小規模 令和3年度	3,850	円																																																																																																																						
小規模 令和4年度	3,850	円																																																																																																																						
小規模 令和5年度	3,850	円																																																																																																																						
林集 令和3年度	4,700	円																																																																																																																						
林集 令和4年度	4,700	円																																																																																																																						
林集 令和5年度	4,700	円																																																																																																																						
漁集 令和3年度	3,850	円																																																																																																																						
漁集 令和4年度	3,850	円																																																																																																																						
漁集 令和5年度	3,850	円																																																																																																																						
戸別 令和3年度	3,850	円																																																																																																																						
戸別 令和4年度	3,850	円																																																																																																																						
戸別 令和5年度	3,850	円																																																																																																																						
特環 令和3年度	3,341	円																																																																																																																						
特環 令和4年度	3,045	円																																																																																																																						
特環 令和5年度	3,207	円																																																																																																																						
農集 令和3年度	3,167	円																																																																																																																						
農集 令和4年度	3,430	円																																																																																																																						
農集 令和5年度	3,668	円																																																																																																																						
小規模 令和3年度	4,927	円																																																																																																																						
小規模 令和4年度	5,464	円																																																																																																																						
小規模 令和5年度	4,980	円																																																																																																																						
林集 令和3年度	4,843	円																																																																																																																						
林集 令和4年度	4,825	円																																																																																																																						
林集 令和5年度	4,643	円																																																																																																																						
漁集 令和3年度	3,777	円																																																																																																																						
漁集 令和4年度	4,117	円																																																																																																																						
漁集 令和5年度	3,893	円																																																																																																																						
戸別 令和3年度	4,528	円																																																																																																																						
戸別 令和4年度	4,570	円																																																																																																																						
戸別 令和5年度	4,204	円																																																																																																																						

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。
（注）田辺市では、特環の川湯地区以外は従量制ではなく、世帯人員等による定額制（月額）であるため、これらの地区は世帯人員3人の場合で記載している。
*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③ 組織

事業運営組織	環境部－環境課－生活排水係 生活排水係の各担当職員において下水道事業に係る維持管理等の運営業務を行っています。 ※令和6年4月1日現在
職員数	生活排水係 7人（再任用職員2人、会計年度任用職員2人を含む。） うち下水道事業会計支弁職員 4人（再任用職員1人、会計年度任用職員1人を含む。） ※令和6年4月1日現在

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理施設、管路及び浄化槽の保守点検業務等を民間事業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当無し
	ウ PPP・PFI	該当無し

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

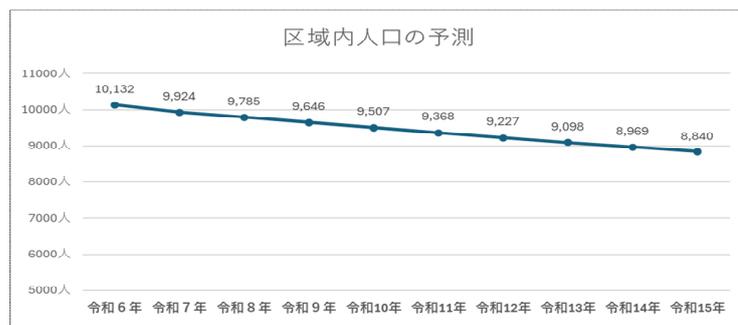
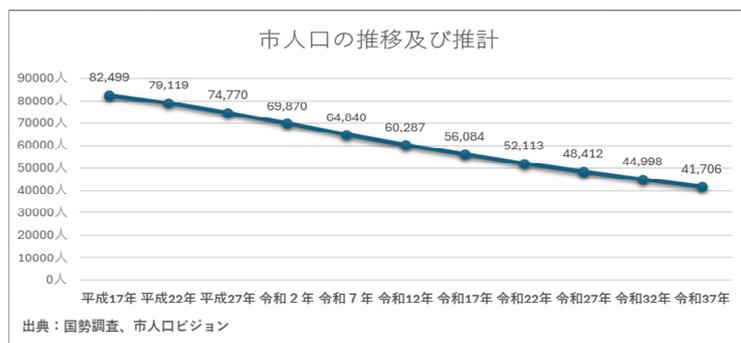
<p>別添「経営比較分析表」を参照</p> <p>下水道事業（公営企業会計）として一元化したのは令和6年度であることから、事業ごとの経営比較分析表（令和5年度決算）を添付しています。</p> <p>それぞれの経費回収率を見ると、事業によって差異があるものの、いずれも100%を下回っています。生活環境の保全といった事業目的を踏まえ、また施設の規模、高齢化や過疎化など地域の現状を勘案すると料金収入だけで賄うことは困難であるため、一般会計からの補助金に依存せざるを得ない状況ですが、経費の節減合理化や供用率の向上など今後も経営改善の取組が必要です。</p>

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

市の人口は、市町村合併を行った平成17年における国勢調査では82,499人でしたが、その後減少を続け令和2年には69,870人となり、15年間に於ける減少率は15.3%となっています。こうした状況の中、田辺市人口ビジョン（令和6年度改訂）において、目指すべき将来の方向を踏まえた目標人口は、令和12年に60,287人、令和17年に56,084人、合併から50年後の令和37年には41,706人としています。

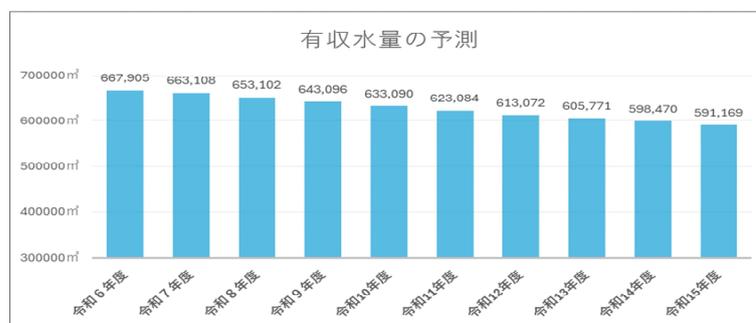
処理区域内人口は、平成30年に11,113人でしたが令和5年には10,338人となり、同様に減少傾向となっています。今後の見通しについては、市人口ビジョンにおける目標人口の減少率をベースとして推計を行った結果、計画最終年である令和15年には8,840人となり、その後においても減少していくものと予測しています。



(2) 有収水量の予測

有収水量は令和元年度以降減少してきており、平成30年度は800,213m³でしたが、令和5年度では672,702m³となっています。これは供用人口の減少やコロナ禍による温泉地への影響などが要因であると考えられます。

今後においても人口減少や節水トイレの普及などにより有収水量は減少していくと見込まれ、令和5年度の1人あたりの有収水量を基礎として、今後の供用人口の予測等により推計した結果、令和15年度には591,169m³となり、それ以降も減少が続くものと予測しています。



(3) 使用料収入の見通し

使用料収入について近年の状況を見ると、コロナ禍による影響などもあって令和2年度、令和3年度は減少しましたが、令和4年度は微増となっています。これは、ほとんどの処理区において定額制を基本としていることから供用人口の減少等に大きな影響を受けないことや、農業集落排水、漁業集落排水において供用戸数が微増していることによるものと考えられます。また、令和5年度においては、先に公営企業会計へ移行している特定環境保全公共下水道以外の事業についても、令和6年4月に特別会計から企業会計に移行するため、3月末で打ち切り決算となったことから4月納付分が収入されなかったことにより一時的に減少しましたが、調定額は増加しています。

こうしたことを踏まえる中、今後の使用料収入を見通すにあたって供用戸数の推移予測を基礎とし、供用人口の減少も勘案し推計した結果、計画期間中は横ばいから少し減少傾向となり、計画期間以降も減少していくものと予測しています。



(4) 施設の見通し

平成元年度に農集集落排水事業に着手するとともに、その後順次整備を進め、平成21年度に特定地域生活排水処理事業が完了したことにより、現在18処理区においてその管理運営を行っています。事業着手から36年が経過し、多くの装置や機器類においては標準の耐用年数を過ぎてきている中、特に事業着手が早く処理区も多い農業集落排水処理施設では老朽化による更新や修繕等が多くなってきています。

今後においては、さらに設備の更新等が増加してくるとともに、管路及び処理施設の改良や更新も予測され、加えて農業集落排水以外の事業についても順次修繕や更新時期が到来することから、機能保全計画等を基に計画的な更新が必要となります。

(5) 組織の見通し

下水道事業の管理運営については環境課生活排水係の人員で対応していますが、市全体としての職員配置等の事情により、正職員のほか再任用職員や会計年度任用職員が業務を担っています。業務遂行に当たっては基本的な事務のほか専門的な知見や経験も必要なことから、研修等による知識の習得や経営感覚の育成に取り組むとともに、ノウハウの継承等により安定的な経営の維持に努めていく必要があります。

また今後、施設の老朽化に伴い維持管理業務の増加が予測され、さらに将来的な展望や施設のあり方といった大きな課題もあることから、より適切かつ効果的な執行体制、職員の適正配置や人材の確保など、総務部局も含めた検討が必要となります。

3. 経営の基本方針

本市では、令和2年4月に特定環境保全公共下水道事業が公営企業会計に移行しましたが、令和6年4月に農業集落排水事業、小規模集合排水処理事業、林業集落排水事業、漁業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業も同じく企業会計に移行し、下水道事業として一元化しています。
このことにより資産や財政の状況等をより正確に把握し、良好な水環境、快適に安心して暮らせる生活環境の確保を図るため、供用率の向上、効率的な維持管理、施設の延命化や適切な更新により、健全で持続可能な下水道事業を目指します。

4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

※令和4年度及び令和5年度については特定環境保全公共下水道事業のみの決算額

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たったの説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標
	最初に整備した処理区の供用開始から30年余りが経過し、現在18処理区において事業運営を行う中、設備の老朽化が進んでおり、加えて将来的には処理施設や管路施設についても順次耐用年数を経過することから、多くの更新費用が見込まれます。このため、機能保全計画等を踏まえ、可能な限り延命化に努めるとともに適切な更新に取り組みます。

農業集落排水処理施設については多くの設備が耐用年数を過ぎるとともに老朽化が進み、修繕や更新の増加が見込まれ、また漁業集落排水処理施設においても少しずつ更新時期が到来してきています。両施設については更新費用も多額になることから、策定済みの機能保全計画等を踏まえ、見込まれる更新費用をできる限り平準化し整備する計画としています。特定環境保全公共下水道施設についても、老朽化に伴い新たにストックマネジメント計画を策定し、当該計画を踏まえた更新費用を見込んでいます。小規模集合排水処理施設、林業集落排水処理施設については現時点で大規模な更新等は発生していませんが、処理設備等について耐用年数を基に平準化した整備費用を見込んでいます。特定地域生活排水処理施設については耐用年数を勘案し、計画期間内における更新費用は見込んでいません。こうしたことにより、収支計画においては約18億6千万円の投資額を計上していますが、できる限り延命化に努める必要があります。

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標
	処理区域内人口等の減少が予測される中、供用率の向上に努め、計画期間内における使用料収入の確保に取り組みます。これに並行して経費削減に努め、令和5年度に57.39%であった経費回収率について、令和15年度には61%に向上させることを目指します。 建設改良については、計画的に補助制度及び企業債を活用することにより、その財源の確保を図ります。企業債については、償還金による将来負担が大幅に増加しないよう、令和6年度末残高の範囲内において発行します。

市人口の減少と同様、処理区域内人口も減少している中、処理区域内の戸数は現状横ばいとなっており、今後は緩やかに減少していくものと予測されます。また供用戸数の現状については、農業集落排水及び漁業集落排水において微増、その他は横ばいとなっています。使用料収入については、1処理区を除いて定額制を基本としていることから、供用率の維持、向上に努めることにより、計画期間内は現状の水準をほぼ維持する見通しとしています。なお、合併時に一部の処理区において使用料の見直しを行った経過はあるものの、地域の現状を考慮し、現時点においては使用料の改定は見込んでいませんが、長期的には、状況に応じてそうした検討が必要になってくると考えられます。

建設改良に係る財源については、現状の補助制度と下水道事業債の活用を見込んでいますが、より有利な起債である過疎対策事業債や辺地対策事業債についても必要に応じて活用することが考えられます。

企業会計としては本来独立採算を目指すべきではありますが、良好な水環境、生活環境の保全という事業目的を踏まえる中、また高齢化、過疎化が進む地域の実情や、施設の老朽化等に伴う経費の増加、施設建設時に措置した企業債の償還額を勘案すると、一般会計からの補助金に依存せざるを得ない状況であり、補填する財源として見込んでいます。なお、既発債の償還額はピークを過ぎていることから、計画期間内は一時的に一般会計補助金も減少する見通しとしていますが、長期的にはさらなる更新経費が発生することに伴い新規発行債の償還額も増加していくことが見込まれることから、引き続き経営改善に取り組み、できる限り一般会計補助金の圧縮に努める必要があります。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員給与については、今後の人事配置が不透明であるため、現状の職員を基本として、近年の動向を考慮した見込としています。
動力費については、直近における値上げの見通しを反映させるとともに、今後の有収水量の予測等を勘案し、計画後半は減少を見込んでいます。
修繕費については、施設の老朽化に伴い増加が予測される中、近年の決算額をベースとして平準化するとともに、機能保全計画等も踏まえた見込としています。
委託費については、これまで入札により施設維持管理委託料の減額に取り組んできた経過はありますが、近年の物価高騰などを踏まえて増加を見込んでいます。
全体として増加が見込まれる中、その他の費用を含め、今後においても継続して経費の削減、合理化に取り組む必要があります。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	和歌山県が汚水処理広域化・共同化計画を策定し、県内を3つのブロックに分け検討が行われていますが、本市が入る紀南ブロックにおいては地理的要因から行政間を跨いだハード連携については困難な状況となっており、また、市内の施設の統合についても同様に困難です。なお、維持管理の共同化や災害時執行体制の共同化といったソフト連携については今後の検討課題となっています。
投資の平準化に関する事項	本計画期間以降、設備に加え処理施設や管路施設も順次更新時期を迎えることから、機能保全計画等を踏まえるとともに、各事業間における更新時期の調整や延命化対策などにより、できる限り平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在、PFI手法等の導入予定はありませんが、PPPにより施設整備コストの削減等が期待されることから、本市の実情を踏まえ、今後情報収集を行いながら民間活力の活用について検討します。
その他の取組	処理施設や管路施設を更新する際における防災対策や、被災した場合を想定した対応策について検討を行います。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	高齢化や過疎化などにより供用率の伸び悩みといった課題を踏まえる中、現時点では使用料の見直しについて具体的な検討には至っていません。経営改善に向けて使用料収入の増収、確保は重要であることから、まずは供用率の向上を優先するとともに、下水道事業全体を一元管理する中、均衡がとれた料金体系の構築、適正な料金改定について検討を行います。
資産活用による収入増加の取組について	いずれの施設も小規模であり、収入増加に資するような資産活用は見込めない状況ですが、情報収集に努めるなど有効活用について検討します。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在、施設の保守点検や運転管理については民間委託を行っています。現時点で指定管理者制度や包括的民間委託等の導入予定はありません。民間が持つノウハウや人材等の活用により事業運営の効率化やコスト削減などが期待されることから、今後さらなる民間活力の導入について検討します。
職員給与費に関する事項	計画期間中は現状程度の職員数を維持するものとして経費を計上していますが、今後、本格的な施設更新時期の到来、非常時における体制の確保、民間委託などの状況変化を考慮しながら、適切な職員配置について検討します。
動力費に関する事項	設備更新の際、省エネルギータイプの機器の導入やダウンサイジング、より効率的な運転方法等を検討し、消費電力の削減に努めます。
修繕費に関する事項	計画期間以降は、さらに施設の老朽化が進むことからオーバーホールや分解整備も含め適切な修繕により、施設の延命化に努めます。
委託費に関する事項	現行の委託内容について適宜精査を行い、さらなる効率化や合理化による経費節減について検討します。
その他の取組	公営企業会計への移行に伴い、経営の合理化に向け、配置職員の企業会計知識等の習得を図ります。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	毎年度、決算に基づき進捗管理を行います。計画と大きな乖離が生じた場合は原因を分析するとともに、経営比較分析表により類似団体と比較を行うことで、本市の経営状況について評価、検証を行います。 計画策定時からの状況変化に対応するとともに、計画に未登載の取組等を反映させるため、概ね5年で見直しを行います。また、進捗管理の結果等により収支計画に大きな変更が予測される場合や新たに考慮すべき事象が発生した場合等においては、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。
---------------------	--

経営比較分析表（令和5年度決算）

和歌山県 田辺市

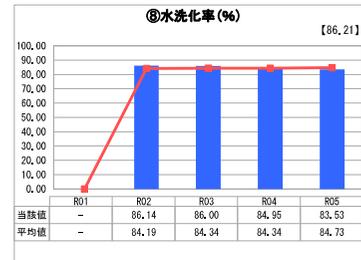
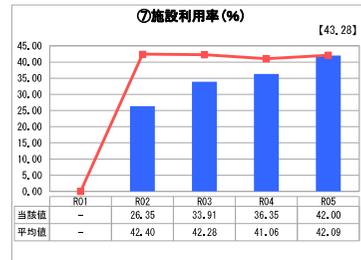
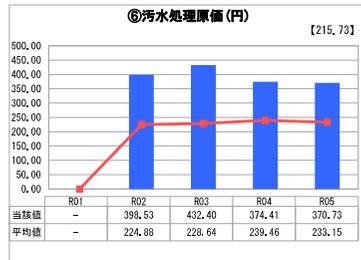
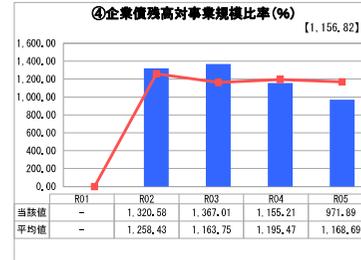
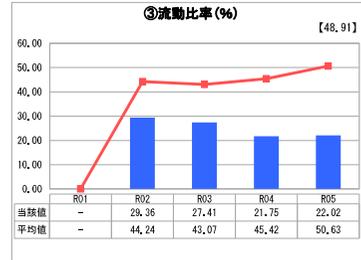
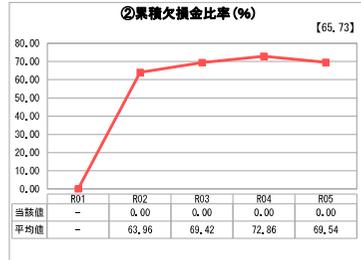
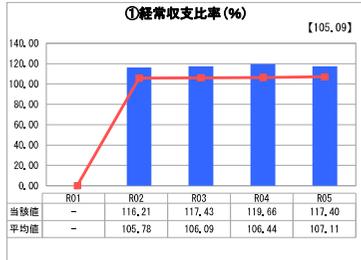
業種名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金 (円)
-	86.46	0.13	43.17	4,610

人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
68,448	1,026.91	66.65
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口密度 (人/km ²)
85	0.13	653.85

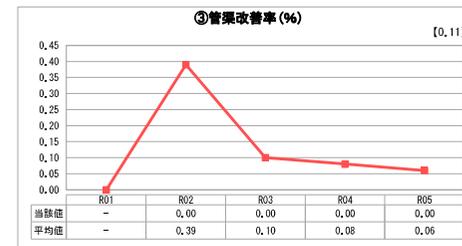
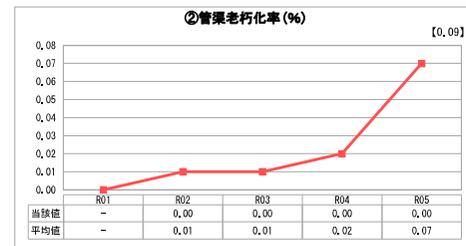
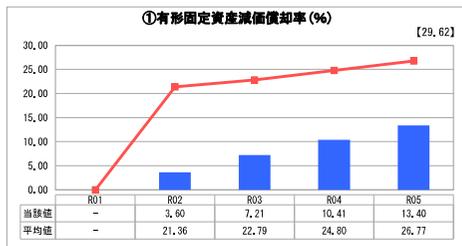
グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

本来、料金収入で会計全体を賄う独立採算による経営が基本と考えますが、全体計画区域内の地域実情を勘案する中で、現状の料金収入のみで運営することは困難な状況で経費回収率は低く、一般会計からの補助金収入に頼らざるを得ない状況です。今後、経営改善に向け施設維持管理経営の更なる節減や、計画的な施設改修等に努めてまいります。

汚水処理原価は、類似団体より高い数値となっているため、接続率の向上や有収水量の増加に努め、汚水処理原価の改善に努めてまいります。

施設利用率は、類似団体より低い状況が続いていますが、施設が整備されている地域は観光地であり、施設建設当時は観光シーズンの最大稼働を見込んでの設計をしておりますが、高齢化に伴う宿泊業の廃業等による利用状況の変化や、観光客数の変動があるものの、施設利用率は若干増加しております。

2. 老朽化の状況について

供用開始から22年～28年が経過しており、改修等が必要な時期となってきました。今後老朽化により発生する改修経費も想定した計画的な老朽化対策に取り組んでまいります。

全体総括

本市の特定環境保全公共下水道は、平成17年度の市町村合併以前から旧本宮町・旧龍神村において、温泉観光地の浄化を目的に、地域を限定した比較的小規模な下水道として事業を行っており、令和2年4月1日より、公営企業法の一部を適用し、公営企業会計へ移行していることから、各指標は4年度分のみの数値となります。

令和5年度は、使用料収入が若干増加しており、経費回収率についても若干上昇しています。

人口増加の期待は薄く、高齢化もより進むことが予想されるため、今後大幅な収入の増加は難しいと考えられますが、接続促進の啓発を続けるとともに、計画的かつ効率的な施設の維持管理を行い、地域の生活環境の向上を図り、経営の安定化に努めてまいります。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

経営比較分析表（令和5年度決算）

和歌山県 田辺市

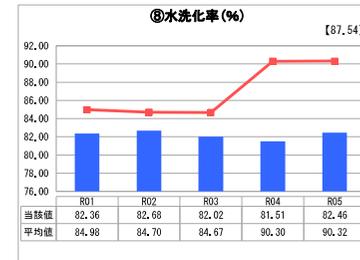
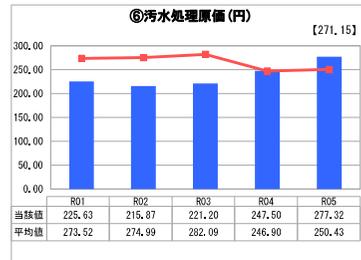
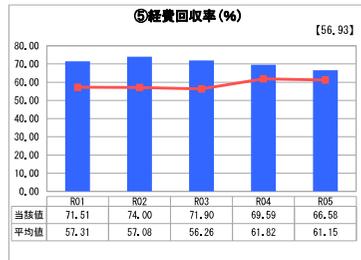
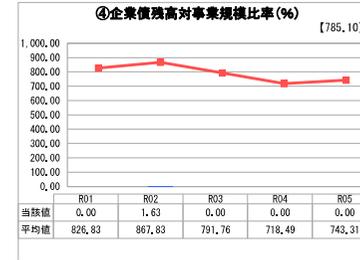
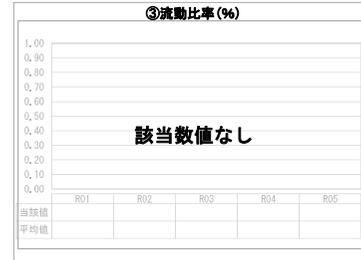
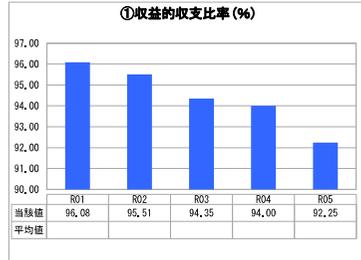
業種名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)
-	該当数値なし	11.83	100.00	3,850

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
68,448	1,026.91	66.65
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
8,038	3.35	2,399.40

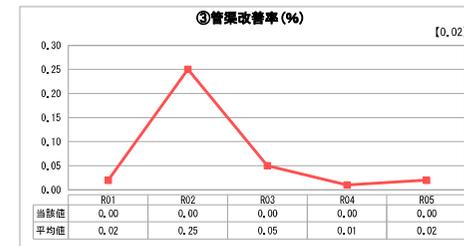
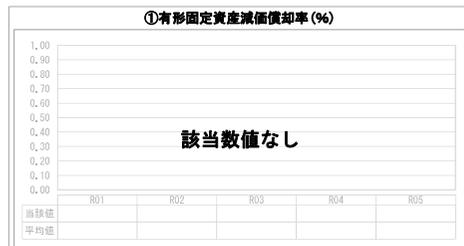
グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率及び経費回収率について、本来、料金収入で会計全体を賄う独立採算による経営が基本と考えますが、全体計画区域内の地域実情を勘案する中で、現状の料金収入のみで運営することは困難な状況であり、一般会計からの繰入金収入に頼らざるを得ない状況です。今後、経営改善に向け施設維持管理経費の更なる節減や、計画的な施設改修等に努めてまいります。

汚水処理原価は、類似団体より高い数値となっており、今後も接続率の向上や有収水量の増加に努め、汚水処理原価の改善に努めてまいります。

施設利用率は、類似団体より低い状況が続いておりますので、今後もさらに接続促進の普及啓発・周知活動を行い、施設利用率を高めていけるよう努めてまいります。

水洗化率は、類似団体より低い水準となっており、使用料収入の増加を図るためにも水洗化率向上の取り組みに努めてまいります。

2. 老朽化の状況について

供用開始から19年～32年が経過しており改修等が必要な時期となってきたと考えられます。計画的な改修を行うため、平成28年度に施設及び管路等の機能診断調査と最速整備構想（長期的な改修計画）の策定を行い、令和5年度は真空ステーションポンプ設備の更新を行いました。

今後も引き続き、計画的な施設の改修を行うことで、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの低減を図りたいと考えております。

全体総括

本市の農業集落排水事業は、平成17年度の市町村合併以前から旧田辺市域の10地域で行われている事業です。

今後、人口減少により大幅な収入の増加は難しいと考えられますが、健全な経営を続けるために、施設維持管理経費の更なる節減に努めるとともに、平成28年度に行った機能診断調査・最速整備構想（長期的な改修計画）に基づき、施設の長寿命化を図り、経営の安定化に努めてまいります。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

経営比較分析表（令和5年度決算）

和歌山県 田辺市

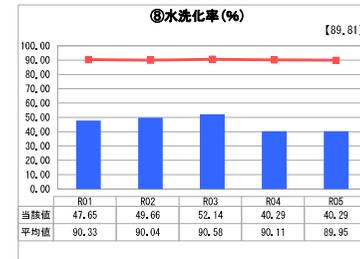
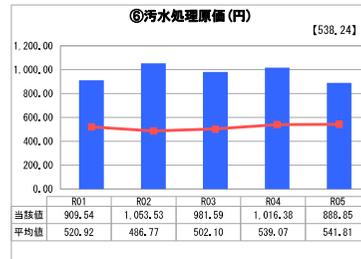
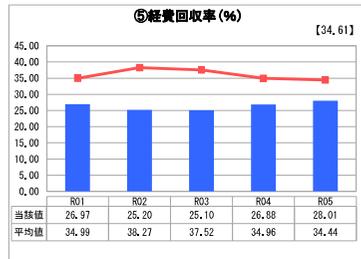
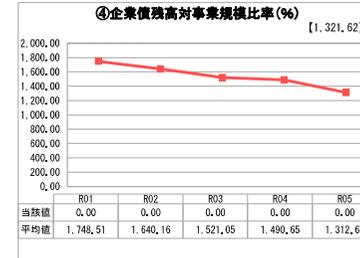
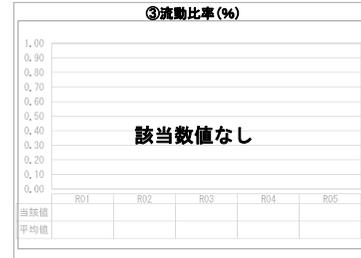
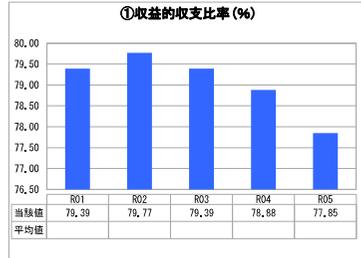
業種名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	小規模集合排水処理	I2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)
-	該当数値なし	0.20	100.00	3,850

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
68,448	1,026.91	66.65
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
139	0.15	926.67

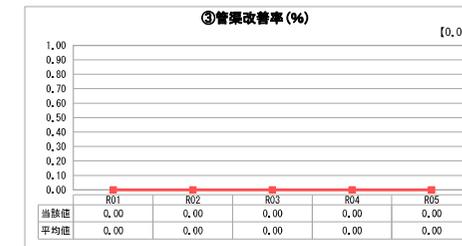
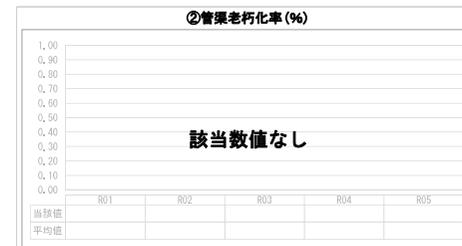
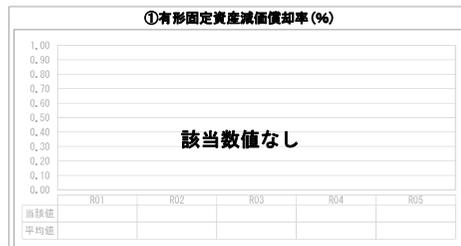
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率及び経費回収率について、本来、料金収入で会計全体を賄う独立採算による経営が基本と考えますが、全体計画区域内の地域実情を勘案する中で、現状の料金収入のみで運営することは困難な状況であり、一般会計からの繰入金収入に頼らざるを得ない状況です。今後、経営改善に向け施設維持管理経費の更なる節減や、計画的な施設改修等に努めてまいります。

汚水処理原価は、処理区域内の高齢化による利用者の減少に伴い有収水量が減少し、類似団体に比して高い数値となっております。処理区域内の状況から接続率の大きな向上は見込めないため、維持管理費の節減に努め、汚水処理原価の改善に努めてまいります。

施設利用率及び水洗化率は、類似団体より低い水準となっており、使用料収入の増加を図るためにも水洗化率向上の取り組みに努めてまいります。

2. 老朽化の状況について

上野鎌倉・上野中根地区は供用開始から24年が経過していますが、施設の大きな改修などの必要は生じていません。今後老朽化により発生する改修経費も想定した計画的な老朽化対策に取り組んでまいります。

全体総括

本市の小規模集合排水処理事業は、平成17年度市町村合併以前からの旧田辺市域で行われている事業です。

処理区域内の高齢化が進んでおり、加入率の減少が料金収入に影響を及ぼしており、今後大幅な収入の増加は難しいと考えられますが、接続促進の啓発及び周知活動に努めるとともに、計画的かつ効率的な施設の維持管理を行い、地域の生活環境の向上を図り、経営の安定化に努めてまいります。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

経営比較分析表（令和5年度決算）

和歌山県 田辺市

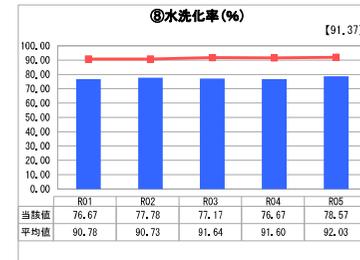
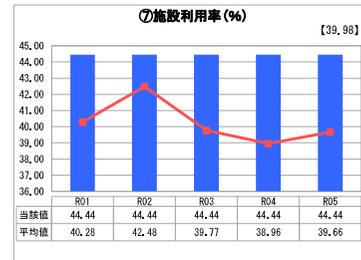
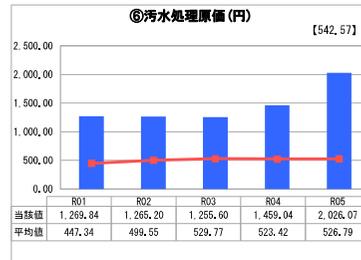
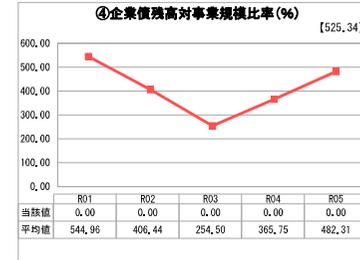
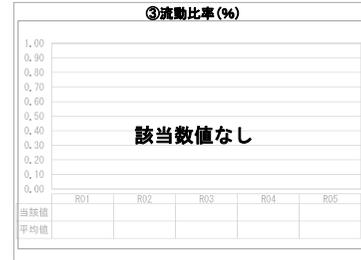
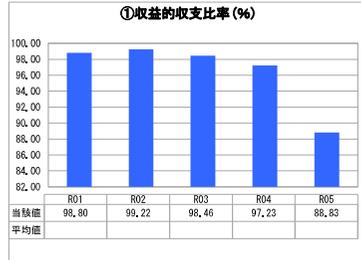
業種名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	林業集落排水	G2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	0.12	100.00	4,700

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
68,448	1,026.91	66.65
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域人口密度(人/km ²)
84	0.04	2,100.00

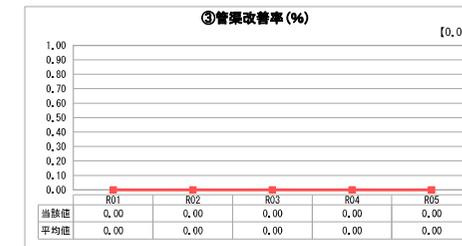
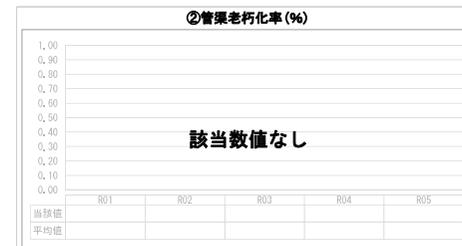
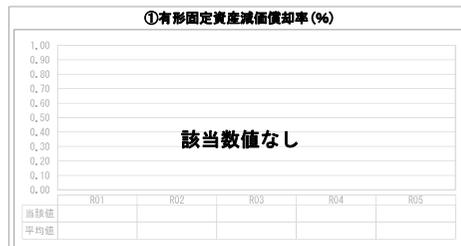
グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率及び経費回収率について、本来、料金収入で会計全体を賄う独立採算による経営が基本と考えますが、全体計画区域内の地域実情を勘案する中で、現状の料金収入のみで運営することは困難な状況であり、一般会計からの繰入金収入に頼らざるを得ない状況です。今後、経営改善に向け施設維持管理経費の更なる節減や、計画的な施設改修等に努めてまいります。

汚水処理原価は類似団体より高い数値となっておりますが、処理区域内の高齢化が進み、利用者の減少に伴う有収水量の減少によるもので、処理区域内の状況から接続率の大きな向上は見込めないため、維持管理費の節減に努め、汚水処理原価の改善に努めてまいります。

施設利用率は類似団体より若干高い水準となっておりますが、水洗化率は類似団体より低い水準となっております。使用料収入の増加を図るためにも水洗化率向上に係る取組みに努めてまいります。

2. 老朽化の状況について

供用開始から20年～23年が経過しております。令和5年度末時点において、大きな改修などが必要となる施設の劣化は生じておりませんが、今後老朽化により発生する改修経費も想定した計画的な老朽化対策に取り組んでまいります。

全体総括

本市の林業集落排水事業は、平成17年度の市町村合併以前から旧龍神村内の2地区で行われている過疎地域における事業です。

処理区域内は高齢化が進んでおり、加入率の減少が料金収入に影響を及ぼしており、今後、大幅な収入の増加は難しいと考えられますが、接続促進の啓発及び周知活動に努めるとともに、計画的かつ効率的な施設の維持管理を行い、地域の生活環境の向上を図り、経営の安定化に努めてまいります。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

経営比較分析表（令和5年度決算）

和歌山県 田辺市

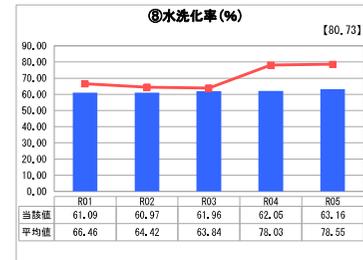
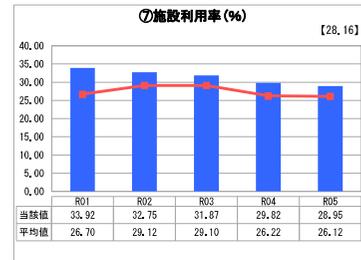
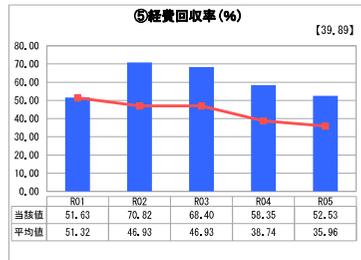
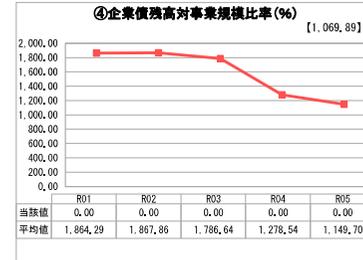
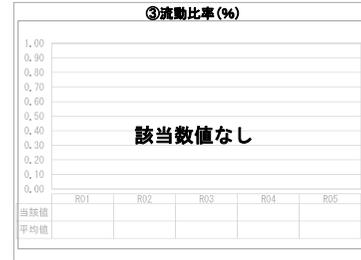
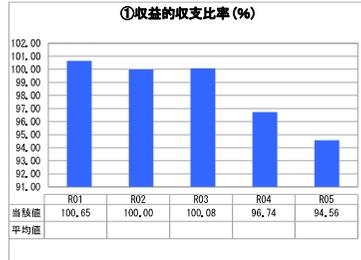
業種名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	漁業集落排水	H2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)
-	該当数値なし	2.63	100.00	3,850

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
68,448	1,026.91	66.65
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
1,786	1.01	1,768.32

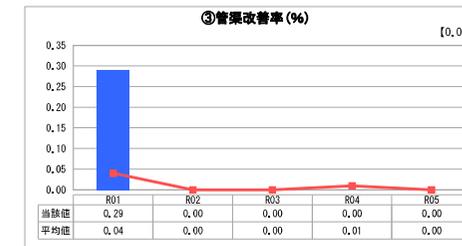
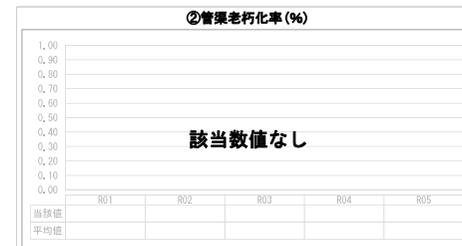
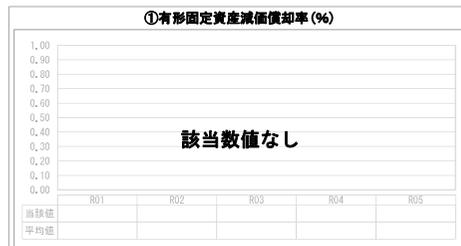
グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率及び経費回収率について、本来、料金収入で会計全体を賄う独立採算による経営が基本と考えますが、全体計画区域内の地域実情を勘案する中で、現状の料金収入のみで運営することは困難な状況であり、一般会計からの繰入金収入に頼らざるを得ない状況です。今後、経営改善に向け施設維持管理経費の更なる節減や、計画的な施設改修等に努めてまいります。

汚水処理原価は、類似団体より低い数値となっているため、接続率の向上を図る等有収水量の増加に努め、汚水処理原価の改善に努めてまいります。

施設利用率は、類似団体より高い数値を維持しており、今後さらさら接続促進の普及啓発・周知活動を行い、施設利用率を高めていけるよう努めてまいります。

水洗化率は、類似団体平均値より低い状況となっており、使用料収入の増加を図るためにも水洗化率向上の取り組みに努めてまいります。

2. 老朽化の状況について

令和元年度に施設及び管路等の機能診断調査と機能保全計画（長期的な改修計画）の策定を行いました。

今後更なる老朽化により発生する改修経費も想定した計画的な老朽化対策に取り組んでまいります。

全体総括

本市の漁業集落排水事業は、本市の芳養地域で行われている事業です。

平成21年9月全域供用開始から平成28年度までは加入戸数も増加傾向で料金収入も徐々に増加しましたが、平成29年度以降の料金収入は横ばいとなり、更なる接続促進の啓発及び周知活動に努めるとともに、令和元年度に行った機能診断調査・機能保全計画（長期的な改修計画）に基づき、計画的かつ効率的な施設の維持管理を行い、地域の生活環境の向上を図り、経営の安定化に努めてまいります。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

経営比較分析表（令和5年度決算）

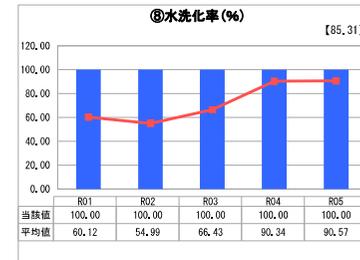
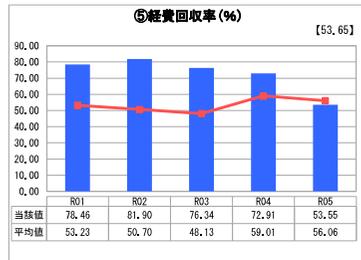
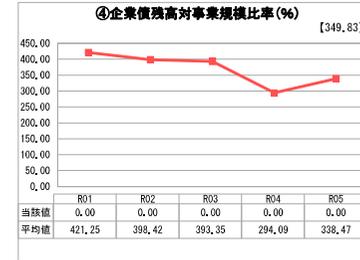
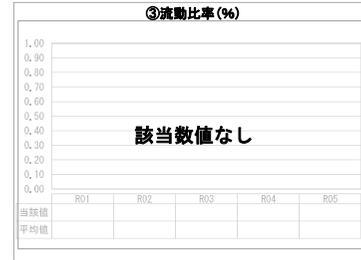
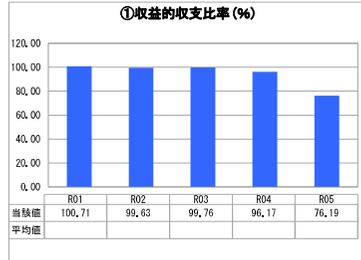
和歌山県 田辺市

業種名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	0.30	100.00	3,850

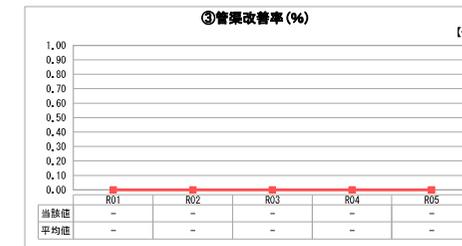
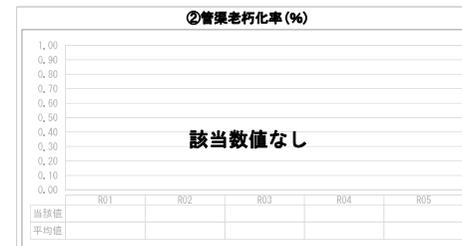
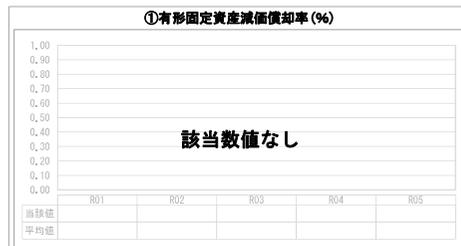
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
68,448	1,026.91	66.65
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
206	25.25	8.16

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
[]	令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率及び経費回収率について、本来、料金収入で会計全体を賄う独立採算による経営が基本と考えますが、全体計画区域内の地域実情を勘案する中で、現状の料金収入のみで運営することは困難な状況であり、一般会計からの繰入金収入に頼らざるを得ない状況です。今後、経営改善に向け施設維持管理経費の更なる節減や、計画的な施設改修等に努めてまいります。

汚水処理原価は、類似団体より高い数値となっておりますが、水洗化率が100%であるため、維持管理経費の節減により汚水処理原価の改善に努めてまいります。

水洗化率は100%となっており、今後もこの水準の維持に努めてまいります。

2. 老朽化の状況について

全域供用開始が平成21年度からであり施設の大きな改修はありません。管路施設については、各個人の管理となります。

全体総括

特定地域生活排水処理事業は、本市の秋津川地域で行われている事業です。

今後、人口減や高齢化による使用料収入の減に対する検討が必要ではありますが、施設維持管理経費の更なる節減を図り、適正かつ必要最小限の管理に努めながら、地域の生活環境の向上を図り、経営の安定化に努めてまいります。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円、%)

区 分		令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	10,252	11,571	122,554	122,832	122,635	122,548	122,354	122,270	122,080	121,345	120,506	119,780
	(1) 料金収入	10,248	11,565	122,545	122,769	122,626	122,485	122,345	122,207	122,071	121,282	120,497	119,717
	(2) 受託工事収益 (B)												
	(3) その他 (C)	4	6	9	63	9	63	9	63	9	63	9	63
	2. 営業外収益	60,853	59,406	473,533	443,313	411,834	416,061	400,139	384,034	398,440	420,048	420,832	432,434
	(1) 補助金	37,329	35,517	314,559	293,413	263,971	267,581	249,419	227,874	237,483	259,917	258,201	270,214
	他会計補助金	37,329	35,517	314,559	273,413	263,971	262,581	249,419	227,874	237,483	259,917	258,201	270,214
	その他補助金			20,000			5,000						
	(2) 長期前受金戻入	23,524	23,889	158,974	149,900	147,863	148,480	150,720	156,160	160,957	160,131	162,631	162,220
	(3) その他												
収入計 (C)	71,105	70,977	596,087	566,145	534,469	538,609	522,493	506,304	520,520	541,393	541,338	552,214	
収 益 的 支 出	1. 営業費用	55,599	55,940	455,570	453,128	436,096	441,216	453,329	470,293	480,372	485,498	497,031	503,680
	(1) 職員給与	2,734	2,929	28,457	21,919	21,969	22,019	22,069	22,119	22,169	22,220	22,271	22,323
	基本給			13,158	9,160	9,183	9,206	9,229	9,252	9,275	9,299	9,323	9,347
	退職給付												
	その他	2,734	2,929	15,299	12,759	12,786	12,813	12,840	12,867	12,894	12,921	12,948	12,976
	(2) 経費	22,031	22,782	163,130	182,485	169,789	172,264	181,497	190,591	190,817	181,029	182,147	174,906
	動力費	5,753	4,439	39,802	40,599	41,411	41,411	40,996	40,586	40,179	39,777	39,379	
	修繕費	2,449	3,168	15,588	18,384	18,384	18,384	21,384	29,384	23,384	23,384	24,384	27,384
	材料費			9,410	8,303	8,303	8,303	8,384	8,384	8,384	8,384	8,384	8,384
	その他	13,829	15,175	98,330	115,199	101,691	104,166	110,399	111,827	118,463	109,082	109,602	99,759
(3) 減価償却費	30,834	30,229	263,983	248,724	244,338	246,933	249,763	257,583	267,386	282,249	292,613	306,451	
2. 営業外費用	3,826	4,518	26,520	21,735	17,976	15,317	13,299	12,432	15,064	18,943	20,516	22,213	
(1) 支払利息	2,373	1,987	26,520	21,735	17,976	15,317	13,299	12,432	15,064	18,943	20,516	22,213	
(2) その他	1,453	2,531											
支出計 (D)	59,425	60,458	482,090	474,863	454,072	456,533	466,628	482,725	495,436	504,441	517,547	525,893	
経常損益 (C)-(D) (E)	11,680	10,519	113,997	91,282	80,397	82,076	55,865	23,579	25,084	36,952	23,791	26,321	
特別利益 (F)													
特別損失 (G)			7,735										
特別損益 (F)-(G) (H)			△ 7,735										
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)	11,680	10,519	106,262	91,282	80,397	82,076	55,865	23,579	25,084	36,952	23,791	26,321	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)													
流動資産 (J)	4,945	4,642	41,101	40,162	32,964	24,261	27,405	35,401	41,523	75,943	96,235	101,318	
うち未収金	990	1,026	15,380	14,650	18,382	21,737	26,738	35,224	40,880	30,261	30,440	20,185	
流動負債 (K)	22,738	21,080	226,142	206,055	191,368	174,760	147,418	129,398	134,395	140,082	154,819	153,762	
うち建設改良費分	19,558	18,164	196,229	176,186	164,012	147,841	119,971	101,122	105,362	111,117	125,445	128,657	
うち一時借入金													
うち未払金	3,013	2,602	27,504	27,536	25,167	24,701	25,123	25,848	26,602	26,645	27,041	26,740	
累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)													
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)													
営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)	10,252	11,571	122,554	122,832	122,635	122,548	122,354	122,270	122,080	121,345	120,506	119,780	
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)													

※令和4年度及び令和5年度については特定環境保全公共下水道事業のみの決算額となっています

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	
区 分		(決算)	(決算)											
資本的収入	1. 企業債		13,000	18,200	11,300	41,000	58,000	111,500	203,500	247,900	163,800	151,400	52,400	
	うち資本費平準化債													
	2. 他会計出資金													
	3. 他会計補助金	571	583	5,334	4,645	3,995	3,358	2,882	1,812	990	736	552	521	
	4. 他会計負担金													
	5. 他会計借入金													
	6. 国(都道府県)補助金							81,208	93,867	164,079	92,383	99,901	14,914	
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工事負担金													
	9. その他													
	計 (A)	571	13,583	23,534	15,945	44,995	61,358	195,590	299,179	412,969	256,919	251,853	67,835	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
	純計 (A)-(B) (C)	571	13,583	23,534	15,945	44,995	61,358	195,590	299,179	412,969	256,919	251,853	67,835	
	資本的支出	1. 建設改良費		13,090	18,600	11,365	53,174	90,648	227,302	333,622	466,310	278,681	289,073	92,172
		うち職員給与費												
2. 企業債償還金		19,185	19,558	220,436	196,229	176,186	164,012	147,841	119,971	101,122	105,362	111,117	125,445	
3. 他会計長期借入返還金														
4. 他会計への支出金														
5. その他														
計 (D)	19,185	32,648	239,036	207,594	229,360	254,660	375,143	453,593	567,432	384,043	400,190	217,617		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	18,614	19,065	215,502	191,649	184,365	193,302	179,553	154,414	154,463	127,124	148,337	149,782		
補填財源	1. 損益勘定留保資金	7,310	7,316	105,826	99,334	99,134	102,986	110,408	109,040	101,905	73,237	107,349	116,438	
	2. 利益剰余金処分額	9,915	8,794	106,262	91,282	80,397	82,076	55,865	23,579	25,084	36,952	23,791	26,321	
	3. 繰越工事資金													
	4. その他	1,389	2,955	3,414	1,033	4,834	8,240	13,280	21,795	27,474	16,935	17,197	7,023	
計 (F)	18,614	19,065	215,502	191,649	184,365	193,302	179,553	154,414	154,463	127,124	148,337	149,782		
補填財源不足額 (E)-(F)														
他会計借入金残高 (G)														
企業債残高 (H)	121,698	115,140	1,213,569	1,028,641	893,455	787,446	751,106	834,635	981,413	1,039,852	1,080,135	1,007,091		

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区 分		(決算)	(決算)										
収益的収支分		37,329	35,517	314,559	273,413	263,971	262,581	249,419	227,874	237,483	259,917	258,201	270,214
	うち基準内繰入金	13,519	13,074	240,498	208,920	201,658	199,946	189,582	172,653	177,663	198,073	195,070	204,273
	うち基準外繰入金	23,810	22,443	74,061	64,493	62,313	62,635	59,837	55,221	59,820	61,844	63,131	65,941
資本的収支分		571	583	5,334	4,645	3,995	3,358	2,882	1,812	990	736	552	521
	うち基準内繰入金	571	583	5,334	4,645	3,995	3,358	2,882	1,812	990	736	552	521
	うち基準外繰入金												
合 計		37,900	36,100	319,893	278,058	267,966	265,939	252,301	229,686	238,473	260,653	258,753	270,735

※令和4年度及び令和5年度については特定環境保全公共下水道事業のみの決算額となっています